



「B型肝炎予防接種」の接種費用の助成を開始します

平成28年6月17日の閣議決定により、予防接種法施行令の一部改正が行われ、平成28年10月1日から、B型肝炎予防接種が定期予防接種に位置付けられました。

習志野市は、この決定を受け、対象年齢の児が標準的な接種期間にゆとりをもって日程の設定ができるよう、政令の施行に先立ち7月1日から費用の助成を開始します。

対象者：平成28年4月1日以降に生まれた本市の0歳児

自己負担額：0円

接種回数：3回

接種方法：1回目接種後4週間以上の間隔で2回目接種

〔 1回目から20週以上後に3回目接種
⇒これは定期予防接種として接種します 〕

標準的な接種期間：生後2カ月～生後9カ月未満の期間

開始日：平成28年7月1日（金）

接種医療機関：市内医療機関のみ

〈担当〉

健康福祉部健康支援課 医療・予防接種係 担当者 埜・河西

電話 047(453)2922



習志野市ご当地キャラ
ナラシンド♪